



# 茨城県報

第 1 5 5 2 号

平成16年 3 月18日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則 (税務課) .....	2
茨城県立保護施設管理規程を廃止する規則 (厚生指導課) .....	2
茨城県立医療大学大学院学則の一部を改正する規則 (厚生指導課) .....	2
茨城県建設業許可申請等に関する規則の一部を改正する規則 (監理課) .....	2

### (公 安 委 員 会)

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則.....	3
--------------------------	---

### 告 示

医療機関及び施術機関の指定及び廃止 (厚生指導課) .....	4
指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課) .....	5
指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課) .....	5
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更 (障害福祉課) .....	5
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更 (障害福祉課) .....	6
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更 (障害福祉課) .....	6
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) .....	6
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課) .....	7
海岸保全区域の指定 (港湾課) .....	8
道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) .....	9
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	10
事業計画の変更の認可 (2 件) (公園街路課) .....	10
事業計画の変更の認可 (下水道課) .....	11
指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (出納第一課) .....	12
更正換地処分の届出 (土地改良事務所) .....	12
土地改良法に基づく換地処分 (2 件) (土地改良事務所) .....	12

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	12
地籍調査の成果認証 (農村環境課) .....	13
基本測量の終了 (用地課) .....	13
都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催の中止 (2 件) (都市計画課) .....	14
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) .....	14

---

## 規 則

---

### 茨城県規則第13号

茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則

茨城県核燃料等取扱税条例（平成15年茨城県条例第76号）の施行期日は，平成16年 4月 1日とする。

### 茨城県規則第14号

茨城県立保護施設管理規程を廃止する規則を次のように定める。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立保護施設管理規程を廃止する規則

茨城県立保護施設管理規程（昭和30年茨城県規則第54号）は，廃止する。

付 則

この規則は，平成16年 4月 1日から施行する。

### 茨城県規則第15号

茨城県立医療大学大学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立医療大学大学院学則の一部を改正する規則

茨城県立医療大学大学院学則（平成12年茨城県規則第201号）の一部を次のように改正する。

第14条第 8号を削る。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

### 茨城県規則第16号

茨城県建設業許可申請等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建設業許可申請等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県建設業許可申請等に関する規則（昭和63年茨城県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「法第27条の23第 4 項に規定する経営事項審査申請書」を「省令第19条の 6 第 2 項に規定する経営規模等評価申請書及びその添付書類並びに省令第21条の 2 第 2 項に規定する請求書及び通知書」に改める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

## (公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月18日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則 (昭和46年茨城県公安委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中 「生活環境課  
銃器薬物対策課」 を「生活環境課」に、「組織犯罪対策課」を 「組織犯罪対策課  
銃器薬物対策課」 に改める。

第13条第 2 号中 「, 発行」を「及び発行」に改め、同条第 3 号を削る。

第15条の 3 第 9 号中 「, 第 2 号, 第 3 号, 第 5 号及び第 7 号」を「から第 3 号まで, 第 5 号, 第 7 号, 第 9 号及び  
前号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 銃砲刀剣類所持等の許可及び取締りに関すること (銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。)

(10) 火薬類の許可及び取締りに関すること (銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。)

第15条の 4 を削る。

第17条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 通訳及び翻訳に関すること。

第18条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(銃器薬物対策課)

第18条の 4 銃器薬物対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(2) 麻薬及び覚せい剤関係事犯の取締りに関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、習慣性がある薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

第27条の 8 及び第27条の 9 を削り、第27条の10を第27条の 8 とし、第27条の11から第27条の15までを 2 条ずつ繰り  
上げる。

第31条の 4 を第31条の 6 とし、第31条の 3 を第31条の 5 とし、第31条の 2 を第31条の 4 とし、第31条の次に次の 2  
条を加える。

(国際捜査支援センター)

第31条の 2 刑事部刑事総務課に、国際捜査支援センターを附置する。

2 国際捜査支援センターは、通訳及び翻訳に関する業務並びに職員に対する外国語の教養に当たる。

3 国際捜査支援センターに、係を置く。

(国際捜査支援センター所長)

第31条の 3 国際捜査支援センターに、所長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、国際捜査支援センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第32条中 「, 第27条の14」を削り、「及び第31条の 2」を「, 第31条の 2 及び第31条の 4」に改める。

第37条の見出し中 「及び次長」を削り、同条第 1 項を次のように改める。

警察署に、副署長を置く。

第37条第 3 項を削る。

別表 2 茨城県警察機動捜査隊日立分駐隊の項を削る。

## 附 則

1 この規則は、平成16年 3月19日から施行する。ただし、第27条の 8 及び第27条の 9 を削り、第27条の10を第27条の 8 とし、第27条の11から第27条の15までを 2 条ずつ繰り上げる改正規定、第31条の 4 を第31条の 6 とし、第31条の 3 を第31条の 5 とし、第31条の 2 を第31条の 4 とし、第31条の次に次の 2 条を加える改正規定、第32条の改正規定並びに別表 2 の改正規定は平成16年 3月30日から、第 4 条及び第15条の 3 の改正規定、第15条の 4 を削る改正規定並びに第18条の 3 の次に次の 1 条を加える改正規定は平成16年 4 月 1 日から施行する。

2 茨城県警察国有物品管理規則（昭和39年茨城県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「昭和」を削り、「次長」を「理事官等」に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「昭和」を削る。

様式第 5 号から様式第 7 号まで及び様式第 9 号中「昭和」を削り、「次長」を「理事官等」に改める。

様式第10号から様式第13号まで中「昭和」を削る。

---

 告 示
 

---

## 茨城県告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定及び廃止したので、同法第55条の 2 の規定に基づき告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0111567 内田耳鼻咽喉科医院	水戸市新荘 1 - 3 - 5	耳鼻咽喉科	内田 実	平成16年 1月31日	廃止
0113944 内田耳鼻咽喉科医院	水戸市新荘 1 - 3 - 15	耳鼻咽喉科	内田 郁	平成16年 2月 1 日	指定
653 斎藤接骨院	水戸市笠原町1003 - 1	柔道整復	斎藤 将一	平成16年 2月29日	廃止
749 さいとう接骨院	水戸市千波町2832 - 102	柔道整復	斎藤 将一	平成16年 3月 1 日	指定
0130522 加藤歯科医院	水戸市上水戸 1 - 3 - 42	歯科	加藤 允	平成15年 12月31日	廃止
0133138 加藤歯科医院	水戸市泉町 1 - 7 - 34	歯科	加藤 毅	平成16年 1月 1 日	指定
3130818 こばなわ歯科医院	東茨城郡小川町小川1556 - 3	歯科	小埜 久子	平成15年 12月31日	廃止
3131139 こばなわ歯科医院	東茨医郡小川町小川1556 - 3	歯科	小埜 衛	平成16年 1月 1 日	指定
2210433 鹿嶋市平日夜間小児救急 診療所	鹿嶋市宮中1998 - 2 (鹿嶋市 鹿嶋保健センター内)	小児科	鹿嶋市	平成16年 2月13日	指定
1710763 こばやし医院	取手市台宿 2 - 27 - 31 第 2 エステート寺田101	小児科, 内科, アレ ルギー科, 循環器科, 消化器科	小林 晴	平成16年 2月 1 日	指定

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
3110855 御前山診療所	東茨城郡御前山村野口1135 - 3	内科, 外科, 脳神経 外科, リハビリ科	三塚 繁	平成16年 2月3日	指定
2111201 はやかわクリニック	ひたちなか市津田片岡1949 - 5	産婦人科, 内科	早川清一郎	平成16年 2月1日	指定
0341127 スマレ薬局	土浦市桜町 3 - 14 - 18	調剤	五和薬品有限会 社	平成16年 3月1日	指定
0142418 南町薬局	水戸市南町 2 - 1 - 28	調剤	株式会社 サン テ	平成16年 3月1日	指定
0740344 ハニユウ薬局小田林店	結城市小田林2520 - 213	調剤	株式会社 マイ ドラッグ	平成16年 3月8日	指定

茨城県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	サービ スの 種 類	廃 止 年 月 日
社会福祉法人旭村 社会福祉協議会	旭村社会福祉協議会福祉用具貸与 事業所	鹿島郡旭村造谷605番地 3	福祉用具貸 与	平成15年 4月1日
有限会社スカイライ フケア	有限会社スカイライフケア指定 訪問介護事業所つくば支店	つくば市上ノ室2170番地 1	訪問介護	平成15年 7月31日
有限会社スカイライ フケア	有限会社スカイライフケア指定 訪問介護事業所	稲敷郡美浦村大字八井田184 - 8	訪問介護	平成16年 2月20日
株式会社千葉薬品	ヤックスヘルパーステーション土 浦	土浦市真鍋 3 - 3386ヤックスド ラッグ土浦真鍋店内	訪問介護	平成16年 2月29日

茨城県告示第376号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	サービ スの 種 類	廃 止 年 月 日
株式会社千葉薬品	ヤックス土浦 訪問介護支援センター	土浦市真鍋 3 - 3386ヤックスド ラッグ土浦真鍋店内	居宅介護支 援	平成16年 2月29日
医療法人社団 大清会	居宅介護支援センター ふれ愛平須	水戸市平須町1431番地	居宅介護支 援	平成16年 1月31日
山口薬局	山口薬局	行方郡麻生町麻生40番地 1	居宅介護支 援	平成15年 11月1日

茨城県告示第377号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20に規定する変更の届出があったので、同法第21条の23の規定によ

り告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	変更の内容	変更年月日	サービスの種類
08000300116110	訪問介護いっしん	新治郡千代田町下稲吉2279	株式会社 いっしん	新治郡千代田町下稲吉2279	事業所の名称・事業所の所在地・事業者の名称・事業者の主たる事務所の所在地	平成16年 3月1日	児童居宅介護等事業

茨城県告示第378号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20に規定する変更の届出があったので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	変更の内容	変更年月日	サービスの種類
08000100116112	訪問介護いっしん	新治郡千代田町下稲吉2279	株式会社 いっしん	新治郡千代田町下稲吉2279	事業所の名称・事業所の所在地・事業者の名称・事業者の主たる事務所の所在地	平成16年 3月1日	身体障害者居宅介護等事業

茨城県告示第379号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20に規定する変更の届出があったので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	変更の内容	変更年月日	サービスの種類
08000200116111	訪問介護いっしん	新治郡千代田町下稲吉2279	株式会社 いっしん	新治郡千代田町下稲吉2279	事業所の名称・事業所の所在地・事業者の名称・事業者の主たる事務所の所在地	平成16年 3月1日	知的障害者居宅介護等事業

茨城県告示第380号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 3 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波新都市開発株式会社

代表取締役 鎌 田 精一郎

(2) 住所

つくば市竹園 1 丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻 1 丁目1311番地 5 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 15箇所

(変更後) 13箇所

(3) 変更する年月日

平成16年 3 月15日

(4) 変更する理由

当該駐車場の閉鎖に伴うもの

3 届出年月日

平成16年 3 月 3 日

茨城県告示第381号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 3 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マスタ取手店

取手市東六丁目10番 8 号

(2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年12月11日

## イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 (年間60日は午前 8 時30分) ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 9 時30分 (年間60日は午前 8 時30分) ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

## ウ 届出年月日

平成15年11月21日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第382号

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、昭和57年12月27日茨城県告示第1763号で告示した海岸保全区域は、廃止する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

## 常陸那珂地区海岸保全区域

## 1 指定場所

県 名	沿岸名	港湾海岸名	地区海岸名	延長 (m)	摘 要
茨城県	常磐沿岸	常 陸 那 珂 港 海 岸	阿 字 ケ 浦 地 区 海 岸	859.4	

## 2 指定区域

基点No. 2 - 1 よりNo. 2 - 7 までを順次結んだ線。基点No. 2 - 1 から漁港法 (昭和25年法律第137号) により指定された磯崎漁港の区域の円弧に沿って補助点No. 2 - 1 を結んだ線、基点No. 2 - 7 から補助点No. 2 - 7 を結んだ線、補助点No. 2 - 1 と補助点No. 2 - 7 で結んだ線により囲まれた区域。

## 3 基点及び補助点の表示

基点No. 2 - 1 ひたちなか市阿字ヶ浦町字渚522 - 19番地先の標杭の地点

( X 座標44048.146, Y 座標69943.346)

基点No. 2 - 2 基点No. 2 - 1 より167° 44 44 線上64.469mの点

基点No. 2 - 3 基点No. 2 - 2 より176° 59 28 線上248.542mの点

基点No. 2 - 4 基点No. 2 - 3 より184° 29 50 線上254.087mの点

基点No. 2 - 5 基点No. 2 - 4 より175° 49 02 線上241.470mの点

基点No. 2 - 6 基点No. 2 - 5 より179° 59 57 線上6.679mの点

基点No. 2 - 7 基点No. 2 - 6 より185° 19 52 線上44.168mの点

基点No. 2 - 1 基点No. 2 - 1 より 59° 38 59 線上551.014mの点

基点No. 2 - 7 基点No. 2 - 7 より 90° 00 00 線上530mの点



4 関係図書は、茨城県土木部港湾課において閲覧に供する。

茨城県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 取手つくば線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
つくば市境田字長堀185番74地先から つくば市西大橋字大境579番2地先まで つくば市島名字下長町469番3地先から つくば市西大橋字大境579番2地先まで	旧	(A) 最大 43.3 最小 19.8	メートル 6,878		
		(B) 最大 68.0 最小 25.0	3,382		
	新	(A) 最大 43.3 最小 19.8	6,878		バイパス一部 区間の新設
		(B + C) 最大 83.0 最小 25.0	4,612		
つくば市島名字谷4683番1地先から つくば市春日2丁目33番9地先まで	旧	(A) 最大 54.0 最小 22.7	メートル 6,620		
		(A) 最大 54.0 最小 22.7	6,620		バイパス一部 区間の新設
	新	(B) 最大 58.2 最小 25.0	3,140		
		つくば市西大橋字大境579番2地先から つくば市要字元弥平太137番3地先まで	旧		(A) 最大 54.0 最小 22.7
(A) 最大 54.0 最小 22.7	6,682			バイパス一部 区間の新設	
新	(B) 最大 40.7 最小 30.0		3,528		

茨城県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市田宮町字平1007番 1 地先から 牛久市田宮町字上宿40番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 30.0	メートル 828	バイパス新設
		最小 5.6		
牛久市田宮町字平1007番 1 地先から 牛久市田宮町字上宿40番 1 地先まで	新 (A)	最大 30.0	828	
		最小 5.6		
牛久市田宮町字平1007番 1 地先から 牛久市田宮町字上宿35番 1 地先まで	新 (B)	最大 59.0	831	
		最小 17.0		

## 茨城県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道461号
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字上金沢字北向2482番 2 地先から  
久慈郡大子町大字上金沢字北向2476番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月18日

## 茨城県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
阿見町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
土浦・阿見都市計画公園事業  
6・5・101 阿見町総合運動公園
- 3 事業施行期間  
昭和61年 9月 4日から  
平成24年 3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

鹿嶋市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画墓園事業

1号 鹿嶋市公園墓地

3 事業施行期間

平成7年9月11日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

新治郡新治村

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画下水道事業

新治村公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年11月17日から

平成17年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年茨城県告示第1232号，平成2年茨城県告示第597号，平成5年茨城県告示第1260号及び平成10年茨城県告示第1280号の事業地

茨城県告示第389号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し，平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第2 収納代理金融機関 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

「 中央三井信託銀行株式会社 水戸支店 | 水戸市泉町1丁目6の24 | 」を削る。

茨城県告示第390号

平成16年2月19日付け江土改指令第3号で認可した奥野地区の更正換地計画については，牛久土地改良区から換地処分をした旨届出があったので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成16年3月18日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業木皿川流域地区（第2換地区）に係る換地処分をした。

平成16年3月18日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

茨城県告示第392号

平成16年2月23日付け高土改指令第1号をもって認可した日棚地区（全換地区）の換地計画については，北茨城市から換地処分があった旨届出があったので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成16年3月18日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第2項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第1項第1号，第2号イ，第5号，第10号及び第11号に掲げる書類は，平成16年5月6

日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において  
公衆の縦覧に供する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年 3月 5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シネマインダストリーインスティテュート

3 代表者の氏名

栗 山 耕

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市桜が丘3番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、世界各国の映画製作の現状や産業としての取り組みの調査、商品としての映画作品の分析、人材育成のための教育カリキュラムの研究などを行い、その内容をこれからの映画産業を支えていく人たちに教え伝えることを目的に映画学校を設立、優れた人材の育成に取り組んでいく。さらにシンポジウムや研修会などの開催を企画するなど、さまざまな面から映画産業の発展に貢献することで、日本の映像文化・芸術の振興を図り、広く公益の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
地籍調査の成果認証

那珂郡那珂町、鹿島郡神栖町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 那珂郡那珂町、鹿島郡神栖町                                                                                     |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                                                                          |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 那珂郡那珂町大字戸、上国井の各一部<br>平成13年11月5日から<br>平成14年1月22日まで<br>鹿島郡神栖町大字横瀬の一部<br>平成14年6月4日から<br>平成15年3月10日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成16年 3月 9日                                                                                       |

~~~~~  
基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成16年 3月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量 (河川事業に伴う水準測量, 世界測地系への移行に伴う基準点改測)
- 3 作業終了日 平成16年 3 月 5 日
- 4 作業地域 古河市, 猿島郡五霞町, 猿島郡総和町, 猿島郡境町, 行方郡玉造町, 行方郡北浦町, 行方郡麻生町, 鹿島郡神栖町, 鹿島郡大洋村, 鹿島郡波崎町, 鹿島郡鉾田町, 鹿嶋市, 潮来市

~~~~~

都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催の中止

水海道都市計画の変更案の作成については, 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第16条第 1 項の規定により, 次のとおり公聴会を開催する旨を平成16年 3 月 4 日付け茨城県報第1548号で公告したが, 公述申出書の提出が提出期限である平成16年 3 月12日までになかったため, 公聴会の開催を中止する。

平成16年 3 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

日 時 平成16年 3 月19日 (金)

午前10時から

場 所 谷和原村大字古川1025

谷和原村公民館大会議室

~~~~~

都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催の中止

伊奈都市計画の変更案の作成については, 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第16条第 1 項の規定により, 次のとおり公聴会を開催する旨を平成16年 3 月 4 日付け茨城県報第1548号で公告したが, 公述申出書の提出が提出期限である平成16年 3 月12日までになかったため, 公聴会の開催を中止する。

平成16年 3 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

日 時 平成16年 3 月19日 (金)

午後 2 時から

場 所 伊奈町福田195

伊奈町中央公民館 2 階大ホール

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 3 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡常北町大字那珂西字西大堀2600番 1, 2623番 1, 同番 2, 2630番 2, 2596番 2
  - 2 事業主の住所及び氏名  
那珂郡那珂町杉644番地の 3  
太陽ハウス株式会社  
代表取締役 宮 本 雄 造
- ~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字鹿窪字鍋内1037番 6 , 1037番 8 , 1033番16, 1033番17

2 事業主の住所及び氏名

結城市大字鹿窪1037番地 6

渡 川 文 尚

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)